

地域再犯防止推進モデル事業成果報告書

1 事業実施団体名

島根県

2 事業名称

島根県再犯防止推進モデル事業

3 事業の目的

福祉的な支援を必要とする罪を犯した者等に対し、関係機関が連携した継続的な支援が行われるよう、更生支援に対する理解の促進及び県内における関係機関・支援者間のネットワークを構築する。

4 事業実施の背景

島根県においては、刑法犯検挙人員のうち、60歳以上に占める割合が全世代別と比べて最も高く、窃盗による犯罪が約6割を占める。就労先又は地域における居場所の確保や帰住先のない対象者等への住居の確保、保健医療福祉等各種制度・サービス等については、個別の事情に応じて各分野の関係機関や民間団体等による支援を行ってきた。

刑事司法関係機関と福祉機関双方の取組や役割に対する認識が十分ではないことや受入先に偏りがあること、島根県における地理的な状況から県内で均一な連携体制の構築が十分ではないことが課題であった。

5 取組実績

■ 取組内容①

矯正施設、保護観察所等県内の刑事司法関係機関及び更生支援を担う人材の養成やネットワーク構築等の研究を行っている民間団体等に対し、それぞれの現状や具体的な取組み等の把握のため、ヒアリングを実施した。

事業実施主体：島根県

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①ヒアリング実施団体数	件	目標	11	0	0	
		実績	11	1	0	

■ 取組内容②

市町村の再犯防止推進担当者及び庁内関係課を対象とした会議を開催し、法務省主催の都道府県会議の報告や県のモデル事業内容等の周知、また講師を招き、刑事司法関係機関による取組みや民間団体等による更生支援の事例について紹介した。

事業実施主体：島根県

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①島根県地域再犯防止市町村等関係機関担当者会議開催数	回	目標	1	0	0	
		実績	1	1	1	

■ 取組内容③

(1) 更生支援コーディネーター養成研修の実施

司法・保健医療福祉関係者のほか更生支援に関心のある者を対象に、罪を犯した者等に対する支援についての理解を促進することを目的とし、更生支援に必要な基礎知識を習得するための研修（基礎研修Ⅰ）を実施した。

また、基礎研修Ⅰ修了者及び司法・保健医療福祉関係等対人援助職の経験のある者を対象とし、刑事司法関係機関や福祉機関等と連携して、支援対象者の社会復帰を支援するための更生支援計画の立案や環境調整等の支援ができる人材を養成する研修（基礎研修Ⅱ）を実施した。

(2) 更生支援コーディネーター派遣事業の実施

更生支援コーディネーター養成研修（基礎研修Ⅱ）の修了者又は島根県更生支援コーディネーター派遣事業実施要領において定めた関係機関からの推薦者のうち、登録希望のあった者を派遣コーディネーターとして登録。

実際の事例に対し、支援の協力を依頼する関係機関からの依頼に基づいて、コーディネーターの派遣を行い、支援対象者等との面談や支援内容・支援体制の構築等の環境調整支援を行った。

(3) 島根県地域再犯防止推進モデル事業推進会議の開催

刑事司法関係機関や民間団体、庁内関係課で構成され、本県のモデル事業の内容等について協議及び情報共有を行った。

事業実施主体：島根県

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①更生支援コーディネーター養成研修開催	回	目標	0	2	0	
		実績	0	2	1	
②更生支援コーディネーターの派遣（更生支援計画の作成）	件	目標	0	0	8	
		実績	0	0	6(4)	
③島根県地域再犯防止推進モデル事業推進会議開催	回	目標	1	3	0	
		実績	1	2	0	

■ 取組内容④

更生支援への理解と関係機関のネットワーク構築を目的として、刑事司法手続きの流れ、更生支援の関係機関・団体等の一覧、専門用語の解説についてまとめたリーフレットを作成し、市町村、保健医療福祉・就労等の支援機関・団体に配付。

事業実施主体：島根県

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①リーフレットの作成	部	目標	0	1700	0	
		実績	0	2500	0	

■ 取組内容⑤

地域の実態に応じた再犯防止推進計画の策定及び再犯防止施策の推進について検討するため、島根県再犯防止推進計画策定委員会を開催した。

事業実施主体：島根県

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①島根県再犯防止推進計画策定委員会 開催	回	目標	0	0	3	
		実績	0	0	3	

6 成果

(1) 成果目標達成状況

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①更生支援コーディネーター養成研修受講者数（累計）	人	目標	0	100	100	
		実績	0	100	25	
②更生支援計画作成数	件	目標	0	0	8	更生支援コーディネーターの派遣件数：6件
		実績	0	0	4	

※ 成果指標設定理由

成果指標①： 更生支援に関心のある者又は実際の支援に携わっている者の所属や活動拠点、資格等について把握することができる。

成果指標②： 刑事司法関係機関等との連携を要する支援の件数や支援を必要とする対象者についての概要及び具体的な支援内容、関係機関等との連携状況について把握し、再犯防止施策や支援体制構築に向けた検証等を行うことができる。

(2) 成果指標以外の成果

・更生支援コーディネーター養成研修の受講者に対し、アンケートを実施。刑事司法機関や更生保護団体、地方公共団体、保健医療福祉機関・団体等に属する者が更生支援について学び、意見交換を行う機会は貴重であったという意見が多く挙げられた。

・更生支援派遣コーディネーターの登録者に対し、更生支援派遣コーディネーターとして実際に活動した内容や関係機関との連携に関すること、派遣事業に関する一般的なことについてアンケートを実施。(R3年3月)

(3) 最終成果物

リーフレット「再出発を支える社会へ」

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/saihanboushi/leaflet.data/leafiet.pdf>

7 効果検証実施結果

(1) 効果検証実施方法

・学識経験者2名に効果検証に関する意見聴取の協力を依頼し、当該者が所属している任意団体(更生支援を円滑に実施するための支援者養成やネットワーク構築等の研究を行っている)の会員等も検証に加わり、協議を行った。

① 更生支援コーディネーター養成研修の実施について

・研修の開催数を目標とし、その開催方法(広報媒体の内容や広報の時期、広報活動の量等)が目標達成成否に与えた影響を分析する。

② 更生支援コーディネーターの派遣について

・更生支援計画作成数を目標とし、支援対象者への働きかけの方法が適切であったか、派遣依頼に対するコーディネーターの承諾可否の理由を検討する。

また、計画作成の成否を明らかにするために、支援対象者の属性や作成に係る具体的な内容等を総合的に分析する。

【分析事例】

(対象者の属性)

- ・支援開始時における対象者の情報(年齢、性別、住所の有無)
- ・対象者の障がい、疾病の種類
- ・対象者の罪種名
- ・支援に対する対象者の認識

(作成に係る具体的な内容)

- ・依頼を受けてから作成すべき時期までの期間
- ・支援協力者間の情報共有の成否
- ・支援機関の協力状況
- ・社会資源の有無

(2) 効果検証実施結果

①更生支援コーディネーター養成研修の実施について

基礎研修Ⅰについては、開催目的に応じ、刑事司法や保健医療福祉、就労等の支援機関・団体等に対し、開催周知した結果、多分野の者からの参加があり、意見交換を行うことができた。受講者数や開催数（県東部、西部2会場）について目標達成できたことを踏まえると、開催方法は概ね良かったと言える。

一方で、受講者の所属や専門分野が多岐に渡ったことによって、研修内容（特に入口支援における更生支援計画の立案や立証について）に対する受講者の受け止めは様々であることが受講者のアンケートを通じて分かった。

基礎研修Ⅱについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時期や開催数、受講者定員等当初の予定を変更せざるを得ない状況だったことから、目標に及ばなかったのはやむを得ないと言える。

しかしながら、定員を超える受講希望者があったことから、研修内容に関心のある者が一定数いるということを確認した。

■養成研修修了者

医療ソーシャルワーカー、地域包括支援センター相談員、相談支援専門員、自立相談支援機関相談員、権利擁護・成年後見関係者、就労支援ナビゲーター、社会福祉士、精神保健福祉士、学識経験者、保護司など

②更生支援コーディネーターの派遣について

令和2年7月1日より、島根県更生支援コーディネーター派遣事業実施要領を施行した。島根県更生支援派遣コーディネーターの登録要件は、島根県更生支援コーディネーター養成研修（基礎研修Ⅱ）修了者又は同実施要領で定めた機関・団体からの推薦者であって登録を希望する者とした。

令和3年3月1日現在、派遣コーディネーターの登録者数は8名（推薦者2名、基礎研修Ⅱ修了者6名）、派遣数6件、派遣に関する照会も含めると照会・依頼総数は11件である。照会・依頼をした機関・団体の内訳は、弁護士会9件、更生保護施設1件、検察庁1件であった。本派遣事業は、出口支援を担う機関・団体からの依頼も可能としていたが、結果として入口支援を担う機関・団体からの依頼が多かった。

支援対象者への働きかけについては、依頼元の機関・団体が“派遣コーディネーターによる支援”のチラシ等を用い、支援申込につないだ。

県担当者が依頼者に支援対象者の概要や依頼したい内容等を聴き取り、支援対象者の帰住先や今後見込まれる支援・制度等を踏まえ、登録されている派遣コーディネーターとのマッチングを行った。依頼事例の中には、速やかに対象者との面会や支援調整を要するものもあったため、依頼時の派遣コーディネーターの状況により、対応が難しい場合もあった。また、依頼内容により、既存の相談機関で対応が可能な内容もあったため、依頼受理にとどまった事例もあった。

更生支援計画作成の目標数に至らなかった要因の一つとして、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、基礎研修Ⅱの開催時期（当初5月開催→9月開催）が遅れたこととともない、研修修了者の登録が行えず、当初登録者が推薦による者のみだったため、派遣依頼や照会はあったものの、派遣を行える状況になかったことが挙げられる。

また、もう一つの要因として、派遣コーディネーターが支援対象者で行う面会時間の確保が難しく、更生支援計画を作成するための情報収集を十分に行うことができなかったことが挙げられる。派遣コーディネーターは、支援対象者についての理解や状況把握のため、これまでの生活歴や今後希望する生活、具体的な支援内容などについて、一定の時間をかけて対象者や親族等と確認を行いながら、支援計画を組み立てていくが、支援対象者の障害特性等により、短い面会時間の中で必要な情報を聴き取ることや、派遣コーディネーターの通常勤務との兼ね合いで面会回数を重ねることが難しく、計画作成前に支援を終了せざるを得ない事例があった。

■支援対象者の属性

年齢は20代後半～60歳前後。高齢者、知的障害や精神障害、発達障害を有する者、障害の有無が不明な者など。罪種は窃盗、住居侵入、放火、傷害など。住居のある者が多かった。対象者の拒否による支援終了はなかった。

■支援内容

- ・逮捕勾留前に受けていたサービスの再開や見直し
- ・市町村や社会福祉協議会、医療機関等へのつなぎ
- ・ケースカンファレンスの開催など

■更生支援派遣コーディネーター登録者

社会福祉士、精神保健福祉士、学識経験者、相談支援専門員など。
(通常勤務している所属長の理解がある、又は以前から更生支援対象者を多く受け入れている社会福祉法人等に勤務している、有休等がとりやすい職場環境や勤務形態、フリーで活動している者等)

8 他地方公共団体が事業を実施する上での参考事項

○更生支援派遣コーディネーターの活動について

更生支援派遣コーディネーターの活動は、支援活動を行う地域において、コーディネーターの存在の認識や活動に対する理解・協力があってはじめて、支援内容の組み立てや支援体制の構築を行うことができる。そのため、本モデル事業においては、派遣事業の実施にあたり、市町村のほか、支援に関連のある機関・団体等に対し、実施要領等の送付や説明を行うことによって、事業内容の周知を行ったが十分とは言えなかった。

取組の継続的な実施には、更生支援派遣コーディネーターの活動が円滑に行われるよう、市町村単位において、こうした活動の周知やネットワーク構築のための働きかけが必要である。

○更生支援派遣コーディネーターのスキルアップ等について

県の検挙者人員及び再犯者の規模が小さいことから、特に入口支援については、支援実績の積上げが課題である。依頼主が弁護士である場合は、コーディネーターに求める内容や刑事司法手続きにおける時間的な制約が事例に応じて異なるほか、支援対象者の属性に応じた支援内容、支援のつなぎ先との調整内容、支援終了のタイミング等が様々であることから、コーディネーター同士が支援事例を共有する機会を設け、事例を通して見えた課題の把握等が必要である。

また、今後は地域生活定着支援センターによる入口支援の取組が始まることから、定

着支援センターと連携し、情報共有や事例検討等の機会を設けることにより相互のスキルアップを図る展開も考えられる。

○派遣コーディネーターによる支援終了の時期や個人情報の取扱いについて

更生支援コーディネーター派遣事業に係る各書式の取扱いについては、実施要領において定め、支援終了にともない、個人情報が記載してあるものについては破棄するとしていた。支援終了の時期は個々の事情により様々であることから、具体的な終了時期の定めは行わなかった。

事例の中には、情報収集や更生支援計画を立てる間もなく、略式罰金支払による釈放等により短期で刑事司法手続きが終了した事例もあった。刑事司法手続き終了後のコーディネーター活動に対しても費用面においてカバーする事業内容ではあったが、支援体制の構築ができていない中で対象者が地域に戻る場合や支援につなぐために対象者との関わりを重ねる必要がある場合については、コーディネーターが個人情報をどこまで保有するか、支援の責務を担うのはどこなのかなど、支援終了の目途や引き継ぎ方法が明確になっていなかったことが課題として残った。